

議提第2号

小松島市議会情報公開条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年5月2日

小松島市議会議長 宮崎 欽司 殿

提出者 小松島市議会議員 石原正裕

〃 井内建治

〃 井村保裕

〃 佐野善作

〃 天羽 篤

小松島市議会情報公開条例の一部を改正する条例

小松島市議会情報公開条例（平成12年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第5条中「市民」を「市民等」に改める。

第7条を次のように改める。

（開示請求権）

第7条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会情報の開示を請求することができる。

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第3号とする。

第9条第5号中「市民」を「市民等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。